

議案第18号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月12日

提出者 杉並区長 岸 本 聰 子

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の65の6の項中「第14条第1項及び第15項」を「第14条第1項及び第13項」に改め、同表の123の8の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率に」を「容積率又は各部分の高さに」に、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の65の6の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(提案理由)

要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料に係る規定を改める等の必要がある。